

# 手配旅行 取引条件書

この書面は旅行業法第 12 条の 4 に定めるところの取引条件の説明書面及び同法第 12 条の 5 に定めるところの契約書面の一部となります。

## 1. 手配旅行契約

- (1) この旅行は株式会社新日本旅行（以下「当社」といいます）が手配する旅行であり、この旅行に参加するお客様は当社と手配旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。
- (2) 旅行契約とは、当社がお客様の委託により、お客様のために代理、媒介又は取次をすることなどによりお客様が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます）の提供を受けることができるように、手配をすることを引き受ける契約をいいます。
- (3) 旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書、当社旅行業約款手配旅行契約の部（以下「当社約款」といいます）によります。
- (4) 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了します。したがって、満員、休業、条件不適当等の事由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合であっても、当社がその義務を果たしたときは、お客様は、当社に対し、当社所定の旅行業務取扱料金をお支払いいただきます。

## 2. 旅行の申込み

- (1) 当社はおお客様のご希望による航空券・宿泊券等の旅行契約の予約の申込みを所定の申込書及び電話・電子メール・ファクシミリ・インターネットその他の通信手段により受け付けます。なお、乗車券及び宿泊券を旅行代金と引き換えにお渡しする場合は、口頭による申込みを受け付ける場合があります。
- (2) 団体・グループ旅行の代表である契約責任者が申込みの場合、当社は契約責任者が団体構成員の一切の代理権を有しているとみなします。
- (3) 当社所定の申込書に必要事項を記入の上、申込金又は旅行代金全額を添えてお申込みください。なお、申込金は旅行代金・取消料の一部といたします。

## 3. 通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件

- (1) 当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます）のカード会員（以下「会員」といいます）より、会員の署名なくして旅行代金の一部（申込金）等のお支払いを受けることを条件に、電話、電子メール、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行契約（以下「通信契約」といいます）を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、又は、業務上の理由等でお受けできない場合もあります。
- (2) 通信契約の申込みの際し、会員は申込みをしようとする「手配旅行の内容」「出発日」等に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
- (3) 通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達した時に成立するものとします。
- (4) 通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出の日となります。
- (5) お客様がクレジットカードによるお支払いを希望されカード会社より決済できないときは、当社はお申込みをお断りします。

## 4. お申込み条件

- (1) 18 歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。
- (2) 健康を害している方、身体に障がいのある方、妊娠中の方、補助犬使用者の方等その他の特別な配慮を必要とする方はその旨をお申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。
- (3) 当社は、次に掲げる場合においては、手配旅行契約の締結に応じないことがあります。
  1. 通信契約を締結しようとする場合であって、お客様がお持ちのクレジットカードが無効である等、旅行代金に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。
  2. お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。
  3. お客様が当社らに対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
  4. お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威迫を用いて当社らの信用を毀損し若しくは当社らの業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (4) その他当社の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りする場合があります。

## 5. 契約の成立

- (1) 当社と旅行契約を締結しようとするお客様は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、申込金を添えてお申し込みいただきます。この申込金は、旅行代金、取消料その他のお客様が当社に支払うべき金銭の一部として取り扱います。
- (2) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立するものとします。
- (3) 当社は、書面による特約をもって、申込金の支払を受けることなく、契約の締結の承諾のみにより手配旅行契約を成立させることがあります。この場合において、旅行契約の成立時期は、書面に記載した年月日とします。
- (4) 当社は、運送サービス又は宿泊サービスの手配のみを目的とする旅行契約（企画手配旅行契約を除きます。）であって旅行代金と引換えに当該旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するものについては、口頭による申込みを受け付けることがあります。この場合において、旅行契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。

## 6. 契約の変更

- (1) お客様は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の手配旅行契約の内容を変更するよう求めることができます。この場合において、当社は、可能な限りお客様の求めに応じます。
- (2) お客様の求めにより手配旅行契約の内容を変更する場合、お客様は既に完了した手配を取り消す際に運送・宿泊機関等に支払うべき取消料、違約料その他の手配の変更に要する費用をご負担いただくほか、当社所定の変更手数料金をお支払いいただきます。また、該当手配旅行契約の内容の変更によって生ずる旅行代金の増加又は減少は、お客様に帰属するものとします。

## 7. 契約の解除

- (1) お客様による任意解除  
お客様は、いつでも旅行契約の全部又は一部を解除することができます。旅行契約が解除されたときは、お客様は、既にお客様が提供を受けた旅行サービスの対価として、又は未だ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料・違約料等の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用をご負担いただくほか、当社に対し、当社所定の取消手数料金及び当社が得るはずであった取扱料金をお支払いいただきます。
- (2) お客様の責に帰すべき事由による解除  
当社は、お客様が所定の期日までに旅行代金を支払わないときは、旅行契約を解除することがあります。また、お客様がクレジットカードによるお支払いを希望されながら、与信等の理由によりクレジットカードによるお支払いが出来なくなった場合、当社は旅行契約を解除することがあります。旅行契約が解除されたときは、お客様は未だ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料・違約料等の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用をご負担いただくほか、当社に対し当社所定の取消手数料金及び当社が得るはずであった取扱料金をお支払いいただきます。
- (3) 当社の責に帰すべき事由による解除  
お客様は、当社の責に帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能となったときは、旅行契約を解除することができます。この場合当社は、お客様が既にその提供を受けた旅行サービスの対価として、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を除いて、既に收受した旅行代金をお客様に払い戻します。

## 8. 団体・グループ契約

- (1) 当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます）を定めて申し込んだ旅行契約の締結については、本項の規定を適用します。
- (2) 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（以下「構成員」といいます）の旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているとみなし、当該団体・グループに関する取引は当該契約責任者との間で行います。
- (3) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成員の名簿を当社に提出していただきます。
- (4) 当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、又は将来負うことが予測される責務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (5) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後において、あらかじめ契約責任者が選任した構成員を契約責任者とみなします。
- (6) 当社は、契約責任者から構成員変更のお申し出があった場合、可能な限りこれに応じますが、変更によって生じる旅行代金の増加及び変更に要する費用は、お客様の負担とさせていただきます。

## 9. 旅行代金

- (1) 「旅行代金」とは、当社が旅行サービスを手配するために、運賃、宿泊料その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用及び当社所定の旅行業務取扱料金（変更手数料金及び取消手数料金を除きます。）をいいます。
- (2) 旅行代金（旅行代金から申込金を差し引いた額）は旅行開始日を基準として 2 週間前の同曜日に当る日（別途定めた場合はその日）より前に、当社の指定した方法によってお支払いいただきます。
- (3) 当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動を生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。この場合において、旅行代金の増加又は減少は、お客様に帰属するものとします。
- (4) PEX 航空券等で、ご予約からチケットの発券までに日数の制約がある場合においては、旅行代金の全額をお申込み時にお支払いいただく場合がございます。

## 10. 旅行業務取扱料金

- (1) 国内旅行の場合

(消費税込)

区分	内容	料金
手配料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	8 人以上の団体手配旅行の場合 旅行費用総額の 20%以内 個人(上記以外の場合) 1 件につき 4%以内
	宿泊券のみの場合	8 人以上の団体手配旅行の場合 宿泊券面額の 20%以内 個人(上記以外の場合) 1 件につき 4%以内
		運送機関のみの場合
	変更手数料	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合

変更手続料	運送機関の予約・手配の変更	1件につき1,100円	
	宿泊機関の予約・手配の変更(宿泊券の切替が必要な場合はそれを含む。)	1件につき1,100円	
取消手続料	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	8人以上の団体手配旅行の場合 取消に係る部分の旅行代金の20%以内	
		個人(上記以外の場合)	1件につき1,100円
	運送機関の手配の取消し(未使用乗車船券の精算手続がある場合はそれを含む。)	1件につき1,100円	
	宿泊機関の手配の取消し(未使用宿泊券の精算手続がある場合はそれを含む。)	1件につき1,100円	
連絡通信費	お客様の依頼により緊急に現地手配等の為の通信連絡を行った場合等	1件につき1,100円 (電話料、電報料は別)	

(2) 海外旅行の場合

(消費税込)

区分	内容	料金	
手配料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	8人以上の団体手配旅行の場合 旅行費用総額の20%以内	
		個人(上記以外の場合)	1件につき5,500円
	運送機関、宿泊機関の予約・手配	1件につき旅行費用総額の10%以内(下限金額6,600円)	
変更手続料	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	8人以上の団体手配旅行の場合 変更に係る部分の変更前の旅行代金の20%以内	
		個人(上記以外の場合)	1件につき3,300円
	運送機関の予約・手配の変更	1件につき1,100円	
	宿泊機関の予約・手配の変更	1件につき1,100円	
取消手続料	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	8人以上の団体手配旅行の場合 取消に係る部分の旅行代金の20%以内	
		個人(上記以外の場合)	1件につき3,300円
	未使用乗車船券の精算手配	1件につき3,300円	
	宿泊手配の取消し	1件につき1,100円	
連絡通信費	お客様の依頼により緊急に現地手配等の為の通信連絡を行った場合等	1件につき2,750円 (電話料、電報料は別)	

1. 団体手配旅行とは、複数の旅行者が代表者を定めて同一行程により旅行される場合をいいます。
2. お客様の希望により、変更又は取消を行う場合は、運送機関、宿泊機関等の定める取消料のほか、上記変更手続料金、取消手続料金を申し受けます。
3. 同一の宿泊機関に連泊する場合は、まとめて1件として扱います。

11. 添乗サービス

- (1) 当社は、契約責任者からの依頼により添乗員を同行させ添乗サービスを提供する場合があります。
- (2) 添乗サービスの内容は、原則として旅行日程上団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。また、添乗員の業務時間は、原則として8時から20時までとします。
- (3) 当社が添乗サービスを提供する場合、お客様は添乗サービス料金と添乗員が同行するために必要な交通費、宿泊費等の実費を別途申し受けます。お申込みの旅行に係る添乗員費用(添乗サービス料金と必要な実費の合計)は、別紙見積書に明示します。

(消費税込)

添乗サービス料金 (宿泊、交通費等の旅行実費を除く。)	国内旅行	添乗員1人1日につき 33,000円
	海外旅行	添乗員1人1日につき 66,000円

12. 手配責任

当社が「善良な管理者の注意」をもって、契約書面に記載した旅行サービスの手配を行ったときは、当社の債務の履行は終了したものとします。

13. 当社の責任

- (1) 当社は、旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が手配を代行させた者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- (2) 免責事項  
お客様が、当社及び手配代行者に故意及び過失のない以下に例示するような事由によって損害を被られた場合、当社は責任を負いません。
  1. 天災地変・戦乱・暴動・航空機の遅延・ストライキ等により出発便が取り消され、または搭乗を拒否された場合。
  2. 航空会社の過剰予約受付(オーバーブッキング)により、予約を取り消され又は搭乗を拒否された場合。
  3. お客様がご出発(帰路便)の72時間前までに予約の再確認(リコンファーム)及び出発時刻の確認を怠ったために、予約を取消され航空券が無効になった場合。
  4. お客様が搭乗受付時間に遅れて搭乗できなかった場合。

5. お客様が航空券等の紛失及び盗難に遭われた場合。
6. その他、当社及び手配代行者の管理外の事由により、お客様が損害を被られた場合。

14. お客様の責任

- (1) お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。
- (2) お客様は、当社から提供された情報を活用し、契約書面に記載されたお客様の権利義務その他の契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、提供された旅行サービスが、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

15. お客様が出発までに実施する事項

- (1) 旅券・査証について(日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先国の領事館、入国管理局事務所にお問い合わせ下さい。)  
現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、ならびにご旅行に必要な旅券・査証・再入国許可及び各種証明書の取得及び出入国手続書類の作成等はお客様ご自身の責任で行っていただきます。ただし、当社らは、所定の料金を申し受け、別途契約(渡航手続代行契約)として渡航手続の一部代行を行います。この場合、当社らはお客様ご自身に起因する事由により旅券・査証等の取得ができなくてもその責任を負いません。
- (2) 衛生情報について  
渡航先(国又は地域)の衛生情報については、以下をご確認ください。  
厚生労働省検疫所海外で健康に過ごすために(<https://www.forth.go.jp/>)
- (3) 海外危険情報について  
渡航先によっては、外務省より「海外危険情報」等、国又は地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。詳しくは以下をご確認ください。  
[外務省]  
海外安全ホームページ(<https://www.anzen.mofa.go.jp/>)  
海外旅行登録「たびレジ」(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>)  
領事サービスセンター(海外安全担当)03-5501-8162
- (4) 旅行傷害保険について  
海外では予期せぬアクシデントやトラブルに巻き込まれ、予想外に高額な出費となる場合がございます。安心で安全なご旅行のためにも、お客様ご自身で海外旅行保険に加入することをお勧めします。海外旅行保険については当社の係員にお問い合わせください。

16. 空港諸税・燃油サーチャージについて

- (1) 航空券発券時に徴収となります。空港諸税、燃油サーチャージ等は運賃本体には含まれておりません。旅行契約成立時点において確定した金額の日本円換算額を別途お支払いいただきます。なお徴収額は、ご利用いただく航空券運賃の大人・子供種別に準じます。燃油サーチャージは、契約時にご案内申し上げます。
- (2) 日本円換算額は、旅行契約の成立時点で確定します。それ以降の為替相場の変動による追加徴収、返金はいたしません。
- (3) 本項(2)の規定にかかわらず、発券時に、空港諸税・燃油サーチャージ等の新設や増額、減額の場合には、本項(2)で確定した日本円換算額との差額(契約成立時と発券時の差額)を追加徴収、返金いたします。
- (4) 燃油サーチャージの値上げを理由とした解除の場合は所定の取消料・取消手続料を申し受けます。

17. 特別補償規程の不適用

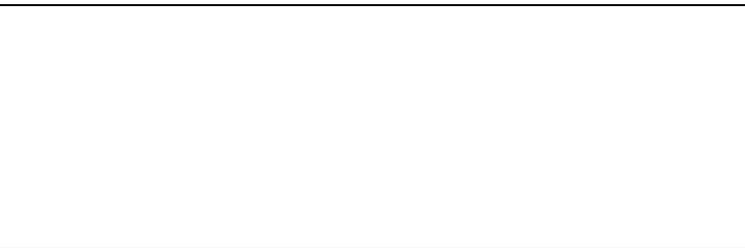
当旅行契約については当社旅行業約款別紙特別補償規程の適用はありません。

18. 個人情報の取扱い

- (1) 当社は、ご提供いただいた個人情報について、1. お客様との間の連絡のため、2. 旅行に関して運送・宿泊機関等のサービス手配、提供のため、3. 旅行に関する諸手続のため、4. 当社の旅行契約上の責任において事故時の費用等を担保する保険手続のため、5. 当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーン情報の提供、旅行に関する情報提供のため、6. 旅行参加後のご意見や感想のお願いのため、7. アンケートのお願いのため、8. 特典サービス提供のため、9. 統計資料作成のために利用させていただきます。
- (2) 上記2. 3. の目的を達成するため、お客様の氏名、住所、電話番号、パスポート番号、搭乗便名等を運送・宿泊機関、土産物店、大使館、出入国管理官に書類又は電子データにより、提供することがあります。
- (3) 当社は、個人情報の取扱を委託することがあります。

19. 約款準拠

本旅行条件書に記載のない事項は当社の旅行業約款(手配旅行契約の部)に定めるところによります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。



旅行業取扱管理者とはお客様の旅行を取扱う支店での取引の責任者です。このご旅行の契約、内容に関し担当者からの説明等にご不明な点がございましたら、最終的には上記取扱管理者がご説明いたします。